

## 包括再担保契約に基づく担保同意書

私は、貴社に預入れしてある信用取引保証金代用有価証券について、下記により貴社が証券金融会社又は金融商品取引業等に関する内閣府令第 140 条第 1 項に規定する母店金融商品取引業者等に混同担保として提供することに同意します。

1. 貴社が混同担保として提供できる有価証券は、私が貴社に預託する全ての信用取引保証金代用有価証券とすること。
2. 貴社は、1. で指定した有価証券について預託を受けた後、担保に提供するまでの間に、私に対し、包括再担保契約により包括的な同意を得ている旨確認すること。
3. 2. で確認をした有価証券を、同契約に基づき担保として提供しようとするときは、当該担保として提供しようとする有価証券の種類、銘柄及び株数若しくは券面の総額に関する事項を記載した「信用取引保証金代用有価証券再担保同意明細書」を「取引残高報告書」と併せて私に送付すること、又は当該事項を電磁的方法により私に提供すること。
4. 貴社は、私の申し出により、同契約の解約に応じること。
5. 貴社は、私が信用取引口座の解約を申し出た際には、同契約も同時に解約すること。

(2012. 04)